

告示

埼玉県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	グループホーム らんらん倶楽部	所在地	埼玉県神川町 熊野堂二五七八	開設者名	悠馬エンター プライズ有限 会社	サービスの種類	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	指定年月日	令和四年六月二 十四日
	四季の里歯科ク リニック		本庄市四季の 里二一九一七		坂本 吉之	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導		令和五年二月一 日
	コスモフアーマ 薬局 吉羽店		久喜市吉羽一 二八八		株式会社コス モフアーマ東 京	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導		令和五年三月一 日